

岩倉市

災害時要配慮者支援体制マニュアル

平成28年3月

岩倉市



# 目次

## I 基本的な考え方

- 1 背景と目的…………… 1
- 2 計画の位置づけ…………… 1
- 3 本書で使用する用語の定義と概要…………… 1
  - (1) 要配慮者及び避難行動要支援者…………… 1
  - (2) 避難支援等関係者と避難支援者…………… 3
- 4 要配慮者の特性と配慮を要する事項…………… 3

## II 要配慮者支援体制の確立

- 1 要配慮者に対する支援の基本的な考え方…………… 8
- 2 要配慮者の実態把握…………… 8
- 3 支援体制づくり…………… 9
- 4 関係機関・団体等との連携した支援体制づくり…………… 9

## III 避難行動要支援者情報の収集・共有

- 1 避難行動要支援者名簿の作成等…………… 10
  - (1) 名簿の掲載対象…………… 10
  - (2) 名簿作成のための情報収集…………… 11
  - (3) 名簿に記載する事項…………… 11
  - (4) 避難行動要支援者名簿の更新・管理…………… 11
  - (5) 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への事前提供について…………… 11
- 2 個別避難支援計画の策定等…………… 13
  - (1) 個別避難支援計画の策定…………… 13
  - (2) 避難支援等関係者の役割…………… 13
  - (3) 避難支援者の決定…………… 14
  - (4) 個別避難支援計画の管理・更新等…………… 14

## IV 情報伝達体制の整備

- 1 情報伝達の基本的な配慮事項……………15
- 2 情報機器等の活用……………16
- 3 情報伝達経路の確立……………17

## V 安否確認及び避難誘導体制の整備

- 1 安否確認……………18
- 2 避難誘導……………18
- 3 避難支援等関係者等の安全確保の措置……………20

## VI 避難所に関する事前対応

- 1 避難所に関する事前対応……………21
- 2 福祉避難所の確保……………21

## VII 災害発生時の対応

- 1 情報伝達……………22
- 2 安否確認・避難誘導……………22
- 3 避難所関係者への引継ぎ……………23
- 4 避難生活における配慮……………23
  - (1) 要配慮者の障害等の特性ごとの避難生活における配慮事項……………23
  - (2) 要配慮者に応じた救援物資の配布……………26
  - (3) 要配慮者の行動等を支援する人材の確保……………26
  - (4) 福祉避難所への移送……………26
  - (5) 心身両面の健康管理……………26

様式 個人情報提供同意届出書……………巻末

# I 基本的な考え方

## 1 背景と目的

本市では、平成16年10月に「岩倉市災害時要援護者支援体制マニュアル」（平成24年9月改正）を作成し、災害時の要援護者に対する取り組みを推進してきました。しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地域全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍以上に上りました。被害を最小限に抑えるためには、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害者の方々などの安否確認や救出、避難誘導を迅速に行うことが必要です。特に、平常時から災害発生への備えや災害発生後の初動体制の充実に向けた取り組みが地域ぐるみで行われていることが重要となります。

こうした社会的背景を踏まえ、岩倉市地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）における要配慮者の支援策を具現化するため、「岩倉市災害時要配慮者支援体制マニュアル」を新たに策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、地域防災計画の下位計画として位置付けられるものです。

## 3 本書で使用する用語の定義と概要

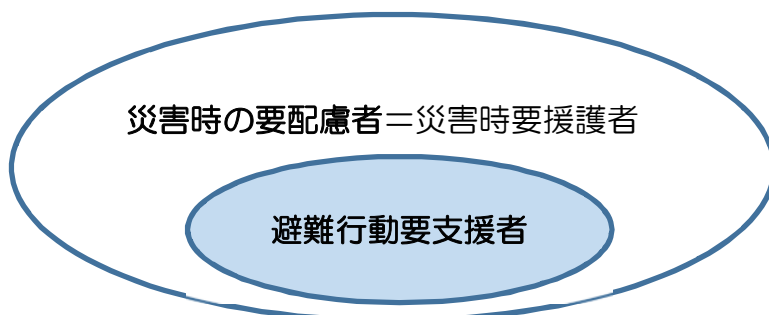
### （1）要配慮者及び避難行動要支援者

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正する法律（以下「災害対策基本法」といいます。）が公布され、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮するもの（要配慮者）のうち、「災害発生時の避難等に特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の名簿の作成」や「名簿を避難支援等関係者に提供すること」などが市町村に義務付けられま

した。

これまで、「災害時要援護者」という用語がひろく使われ定着していますが、今回の災害対策基本法の改正において「要配慮者」及び「避難行動要支援者」という用語が規定されており本マニュアルで使用します。

「災害時要援護者」と、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の関係は次のように考えられます。



#### ○要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号）

災害が発生した場合には、すべての被災市民に対して援護が必要となるが、本マニュアルの対象となる要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な者としてします。

##### 要配慮者の定義

- 1 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知する能力がないか、困難な者
- 2 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知して適切な行動ができないか、困難な者
- 3 危険を知らせる情報を受け取ることができないか、困難な者
- 4 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動ができないか、困難な者

具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者、体力的な衰えのある高齢者、妊産婦（産前・産後）、保護者とはぐれた乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人などが該当します。

なお、施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者については、一時的には当該施設において援護することとしています。

#### ○避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。その範囲については、市では地域防災計画に定めています。

## (2) 避難支援等関係者と避難支援者

### ○避難支援等関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）

避難行動要支援者の避難支援には、避難行動要支援者と日常から関わり、生活の実態を熟知している人（以下「避難支援等関係者」といいます。）の力が必要となります。つまり、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる方のことをいいます。役割としては、名簿提供された避難支援等関係者は、名簿情報を活用し日頃からの声かけ、安否確認等を通じて避難行動要支援者の見守りを行う等、他の避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者の心身の状況把握に努めます。市では地域防災計画において避難支援等関係者を次のとおり定めています。

#### 【避難支援等関係者となる者】

自主防災組織、民生委員、消防団、江南警察署、社会福祉協議会  
その他避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者です。

### ○避難支援者

避難行動要支援者に対して災害時に直接の避難支援等を行う人のことをいいます。

#### 【避難支援者となる者】

近隣住民、自主防災組織の構成員、その他避難支援等が可能な者

＊避難支援者は、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、災害発生時には可能な範囲で避難支援等を行います。なお、災害の規模や被災状況によっては支援できない場合もあります。避難支援者は、災害時の避難行動の支援に法的な責任や義務を負うものではありません。

## 4 要配慮者の特性と配慮を要する事項

要配慮者それぞれの特性を把握し、その特性に応じた情報伝達や避難誘導、避難所における支援、継続的な介護等の支援を行う必要があります。

- (1) 要配慮者のうち避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を、避難行動要支援者名簿の作成等により、平常時から把握しておきます。
- (2) 要配慮者のうち避難行動要支援者に対しては、一人ひとりに適した具体的な個別避難支援計画を事前に作成し、その計画をもとに支援を行います。

- (3) 防災関係機関及び保健・福祉・医療関係機関等の団体との連携を進めます。  
 (4) 要配慮者の支援にあたっては、個人情報保護に十分配慮して進めます。

要配慮者の特性ごとに把握すべき内容

種 別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
視覚障害者	<p>○被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。)</p> <p>○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。</p> <p>○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早い行動ができない。)</p>	<p>○視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。</p> <p>○日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。</p> <p>○盲導犬などは、使用者と離れ離れにならないための配慮が必要。</p>
聴覚障害者	<p>○音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。)</p> <p>○言葉で人に知らせることが難しい。外見からは障害のあることがわからない。</p> <p>○知的障害や肢体障害、視覚障害、精神障害などの障害を併せ持つ重複聴覚障害者もいる。</p>	<p>○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵などを活用した情報伝達及び状況説明が必要。</p> <p>○重複聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じたニーズがあることに留意。</p>
言語障害者	<p>○平常時でも、言葉で人に知らせることが難しい。</p> <p>○外見からは障害のあることがわからない。</p>	<p>○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談を用い、用件をゆっくり明確に伝え、相手の話す言葉をじっくり聞くなど様々な方法による状況把握が必要。</p>
肢体不自由者	<p>○自分の身体の安全を守ることが難しい。</p> <p>○自力で避難することが難しい。</p>	<p>○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の移動用具が必要。この場合、メンテナンスキット(空気入れ、パンク修理、工具)も必需品となる。</p>



<p>内部障害者</p>	<p>○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</p> <p>○外見からは障害のあることがわからない。</p> <p>○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。</p> <p>○医薬品を携帯する必要がある。</p> <p>○常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。</p>	<p>○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品となる。</p> <p>○医薬品や医療機材を携帯するため、医療機関等による支援が必要。</p> <p>○ストマ着用者にとってはストマ用装具が必要。</p> <p>○人工透析患者は、3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要である。</p>
<p>知的障害者</p>	<p>○急激な環境の変化に順応しにくい。</p> <p>○一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。</p>	<p>○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図る必要がある。</p> <p>○日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。</p>
<p>発達障害者</p>	<p>○自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えることが困難な場合がある。</p> <p>○災害の深刻さや状況を理解しにくく、危険性の度合いや必要性を受け止めにくいため、適切な働きかけが必要。</p> <p>○環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しい場合がある。</p> <p>○集団生活になじめない場合がある。</p>	<p>○肯定的な表現を用いる、常に落ち着かせるなど精神面での配慮が必要。</p> <p>○避難所で個室や間仕切りの確保等の配慮が必要な場合もある。</p> <p>○先の見通しを持った予告は効果的であるが、予告が実現できなかった場合、混乱を引き起こすことがあるので、実現可能な情報提供が必要。</p>

	<p>○否定的な表現や強制はパニックを引き起こす場合があるため、肯定的な表現が必要。</p>	
精神障害者	<p>○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。</p> <p>○自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。</p> <p>○普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p>	<p>○災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要。</p> <p>○服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要。</p>
難病・特定疾患患者	<p>○疾患によって、身体障害者手帳を所持し、あるいは、障害者に準ずる状態にあることから、それぞれの特性に配慮した対応をとる必要がある。</p> <p>○治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。</p>	<p>○肢体が不自由な場合や、外見からは障害があることがわからない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要。</p> <p>○人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要。</p> <p>○慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。</p>
認知症高齢者等	<p>○時間、場所、人に関する認識が混乱することがある。</p> <p>○食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。</p> <p>○言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。</p> <p>○身の回りの物の用途がわからなくなることがある。</p> <p>○服の着替えがうまくできないことがある。</p> <p>○環境の変化にせい弱である。</p>	<p>○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。</p> <p>○安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。</p>

高齢者	<p>○体力が衰え、行動機能が低下し、迅速に行動できない場合がある。</p> <p>○避難情報や緊急事態の察知が遅れる場合がある。</p>	<p>○迅速な移動が困難なため、余裕を見て落ち着いた行動を促すことに留意する。</p> <p>○本人の意向を確認の上、避難時の介助や避難所でのスペース（出入口やトイレ等の近く）、補助器具（補聴器、車椅子など）について配慮する必要がある。</p>
妊産婦	<p>○妊娠時期によるが、迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となる可能性がある。</p> <p>○災害時の環境変化やストレス等が流産や早産につながる可能性がある。</p>	<p>○本人の意向を確認の上、避難時の介助が必要な場合がある。</p> <p>○避難所での保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。</p> <p>○避難所生活中、十分な栄養・休養が取れるように努める。</p> <p>○居室・被服による温度調整（体を冷やさないように）に努める。</p>
乳幼児	<p>○摂取できる食事に制約がある場合がある。（ミルク、離乳食、アレルギー等による食事制限）</p> <p>○夜泣き、夜尿症等を伴う場合がある。</p> <p>○災害時のストレスに伴う心身の変調を自分で認識し、説明できないため、健康状態・精神状態への周囲のケアが必要。</p>	<p>○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。</p> <p>○避難所に授乳場所を確保する。</p> <p>○育児室を就寝場所から離れた場所に設置する等、室内の配置の配慮が必要。</p>
外国人	<p>○日本語でのコミュニケーションが困難な場合があり、発災時の災害情報や避難所での掲示情報を正しく認識できない。</p> <p>○宗教・文化が異なるため、トラブルの原因となる可能性がある。</p>	<p>○災害発生時の災害情報、避難経路・避難場所等について多言語やピクトグラム（絵文字）、イラスト等で伝達する等の工夫が必要。</p> <p>○情報の伝達に日本語を用いる場合は、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふり、絵なども使用する。</p> <p>○宗教・文化の違いに配慮した避難所での配置等が必要。</p>

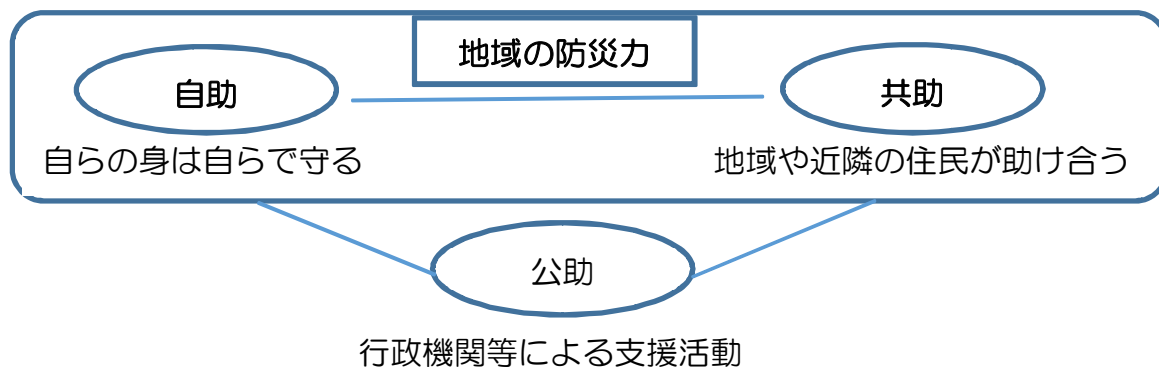
## Ⅱ 要配慮者支援体制の確立

### 1 要配慮者に対する支援の基本的な考え方

要配慮者は、災害発生時に自ら避難行動をとることや災害による住環境の変化への対応、避難所での生活等が困難となる場合が多いものの、必要なときに必要な支援を受けることができれば、適切な対応や行動を自らとることが可能な人や、避難支援に複数人の支援が必要な人など、個々によって状況が異なります。そのため、災害時において、要配慮者の安全を確保するためには、要配慮者それぞれの状況（たとえば障害の内容、程度など）に応じた的確な支援が必要となります。

災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関や社会福祉協議会等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係とそれぞれの役割を明らかにしつつ、協力と連携により、平常時からの支援体制を整備していく必要があります。

イメージ図



### 2 要配慮者の実態把握

要配慮者の支援に際しては、市が地域と積極的に関わりを持ちながら、要配慮者の実態を客観的に把握する必要があります。このことは災害時のみだけではなく、平常時における地域での支え合い、健康づくり、介護予防、孤立化の防止につなげるためにも重要です。

### 3 支援体制づくり

災害時には、膨大な災害関係業務の発生が予想されることから、そのような状況においても要配慮者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難所における支援などが実施できるよう、市は平常時から関係部署の事務分掌に基づく支援体制を事前に整備します。

また、支援体制づくりを円滑に進めるためには、広く市民の理解を得ることが不可欠であるため、市民に対する普及・啓発活動に努めます。

### 4 関係機関・団体等との連携した支援体制づくり

災害時には、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、消防団、介護保険サービス・障害福祉サービス関係者、障害者団体等の福祉関係者等とも協力して要配慮者の支援にあたる必要があります。

そのため、市は、関係機関・団体等との間で災害時における相互の連携を促進し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

### Ⅲ 避難行動要支援者情報の収集・共有

災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から守るために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」の作成が市に対し義務付けられました。

一般的に、要配慮者の中でも、避難情報が確実に伝達されれば、自力で避難できる人も相当数含まれています。

そのため、市は、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難に特に支援を要する避難行動要支援者について、その支援を重点的、優先的に進めるため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、把握に努めます。

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、「地域防災計画」に基づき、以下の条件で「避難行動要支援者名簿」を作成します。

##### (1) 名簿の掲載対象

要配慮者のうち、福祉・介護・医療施設等に長期入所している人については、当該施設内職員等による対応が可能であると考えられます。また、在宅の要配慮者でも、情報が確実に伝達されれば、自力で避難することができる人は相当数存在します。一方で、避難行動要支援者の要件に当てはまらないものの、居住環境、家庭環境等個人の置かれた状況により、自ら名簿への掲載を希望する人も支援の対象としなければなりません。

以上の点を踏まえ、市では避難行動要支援者名簿の掲載対象を地域防災計画において次のとおり定めています。

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者をいう。

- ①要介護認定3・4・5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記要件から漏れた者で、自ら避難することが困難で、登録を望む者
- ⑦上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた者

(2) 名簿作成のための情報収集

市は、(1)の要件に該当する人について、福祉部局等で把握している要介護度や障害者等の情報を集約し、名簿に掲載します。また、「⑥上記要件から漏れた者で、自ら避難することが困難で、登録を望む者」について、防災部局や福祉部局をはじめとした市関係部署、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉関係者、地域の組織・団体、民間社会福祉施設の連携により、より広く必要な情報収集に努めます。

(3) 名簿に記載する事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他必要な事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新・管理

要配慮者の状況は、日々変化していくことから、定期的に情報を収集し、避難行動要支援者名簿情報の更新（市内での住所変更、自力避難の可否等）及び名簿対象者の新規追加・削除（本人の死亡、新たな転出入、新たな要介護認定や障害認定、社会福祉施設等への長期間入所等）を行い、新しい情報をシステム管理しておくとともに、更新された情報は市及び避難支援等関係者間で適切に共有します。

また、避難行動要支援者名簿を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係を円滑なものにし、避難支援につなげる上で極めて重要であるといえます。そのため、施錠することができる保管庫に管理する等、個人情報保護の観点から厳重な管理を行います。

(5) 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への事前提供について

避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿情報を、平常時から提供することで、非常時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施が可能となります。

平常時からの名簿情報の外部提供には、避難行動要支援者の事前同意（様式：個人情報提供同意届出書）が必要となるため、市は避難行動要支援者に対

して、名簿情報の提供の目的・内容等を説明し、本人の意思確認を行います。重度の認知症や障害等により、本人の意思確認が困難な場合は、親権者や法定代理人等からの同意をもって、本人同意に代えることとします。

市は、事前提供の同意が得られた避難行動要支援者の情報が掲載された「避難行動要支援者名簿（事前提供用）」を作成するとともに、同意が得られない避難行動要支援者に対しても、制度の趣旨を理解していただき、同意に向けた啓発や周知に努めます。

避難支援等関係者は、提供を受けた名簿情報を用いて、災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施できるよう準備を進めます。また、適正な情報管理を図るよう、下記を主とする適切な措置を講ずることとします。

#### 《避難支援等関係者への名簿情報提供にあたっての留意点》

- ① 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供
- ② 避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務の周知徹底  
名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関して知り得た個人情報等を漏らしてはならないこととしております。名簿の提供を受けなくなった後も同様とします。
- ③ 受け取った名簿の保管方法（施錠保管等）、無用な複製の禁止、閲覧者の限定等の指導（関連する研修の開催）  
名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の安全管理のため、可能な限り、施錠のできる保管庫に保管するなど、適切に管理します。また、避難支援に関する目的以外に使用し、関係者以外に提供してはならないこととします。
- ④ 名簿情報の取扱状況についての定期報告の実施等

#### ※災害対策基本法の該当条項（参考）

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその



職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ただし、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは「災害対策基本法」の規定により、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供します。（災害対策基本法第49条の11第3項）

## 2 個別避難支援計画の策定等

### （1）個別避難支援計画の策定

避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、把握した避難行動要支援者名簿の情報を基に、個別避難支援計画策定の働きかけを行った結果、同意を得られた避難行動要支援者を対象として、一人ひとりに適した個別避難支援計画の策定に努めます。

個別避難支援計画については、避難行動要支援者本人や家族の参加のもと、避難支援等関係者、避難所、避難方法等について確認しつつ作成し、本人に周知を図ります。

個別避難支援計画の情報は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得た上で、市、本人及び避難支援等関係者で共有することとします。

### （2）避難支援等関係者の役割

個別避難支援計画の策定にあたっては自主防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりに対し、より具体的な避難支援等関係者を定めます。この場合、可能な限り複数の避難支援等関係者を定めるように努めるとともに、避難行動要支援者と日常的にコミュニケーションを取ることが可能な人を選定するようにします。また、避難支援等関係者は、災害時だけでなく平常時の関係を通じて、避難行動要支援者との信頼関係の醸成に努め、心身の状況把握を行います。

また、人工呼吸器使用者や人工透析患者等を含む難病患者に対しては、保健所、消防署、地域の医療機関など関係する機関と連携し、避難支援等関係者とともに、病院等への搬送などの避難計画を具体化しておく必要があります。

### (3) 避難支援者の決定

避難支援者とは、実際に災害が発生又は発生するおそれのある時に、個別避難支援計画に基づき、情報伝達や避難支援を行う者をいい、避難行動要支援者本人や避難支援等関係者の協力を得て、個別避難支援計画を作成する際に定めます。また、避難支援者は、日頃から、地域の避難支援等関係者との関わりを持つことを心がけ、災害時には速やかに避難行動要支援者の避難状況及び安否情報を地域の組織・団体等に情報提供できる体制を整備します。

### (4) 個別避難支援計画の管理・更新等

個別避難支援計画についても避難行動要支援者名簿と同様、個人情報保護の観点から厳重な情報管理を行います。

#### 《個別避難支援計画書の記載事項（例）》

- (1) 基礎情報（氏名、住所、生年月日、電話番号等）
- (2) 緊急時の家族の連絡先
- (3) 家族構成・同居状況
- (4) 居住建物に関する情報（構造、築年数、普段いる部屋の場所、寝室の場所等）
- (5) 本人の状況
  - ① 障害種別、程度
  - ② 要支援・配慮の必要な特記事項  
（歩行可能レベル、視力レベル、聴力レベル、口頭会話の理解力、食事可能レベル（補助の要否）、排泄可能レベル等）
- (6) 避難支援等関係者基礎情報（氏名、要配慮者との関係、住所、電話番号等）
- (7) 避難勧告等の伝達方法（誰が、どのような手段で伝達するのか）
- (8) 避難方法（誰が、どこへ避難誘導するのか）
- (9) 最寄りの避難施設、福祉避難所情報
- (10) その他（かかりつけの病院・診療所、担当のケアマネジャー（居宅介護支援事業所）、常備薬、医療器具など

## Ⅳ 情報伝達体制の整備

### 1 情報伝達の基本的な配慮事項

要配慮者へのライフライン等、日常の生活情報に関する情報伝達は、きめ細かく、相手の立場にたって積極的に行う必要があります。

特に、コミュニケーション方法等に配慮を要する、以下の要配慮者については、それぞれの配慮内容に応じた情報伝達手段を準備する必要があります。

種 別	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市からの広報、その他生活に関する行政情報等で主に掲示されるものが来た時には、ボランティア等を介して必ず確実に伝わるよう配慮する。</li> <li>○具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。</li> <li>○拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。</li> <li>○点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。</li> <li>○盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。</li> <li>○携帯ラジオ、点字、音声入力装置、音声変換が可能な電子・携帯メール、文字の拡大装置等。</li> </ul>
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正面から口を大きく動かしてゆっくりはっきりと確認しながら話す。</li> <li>○文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく。)</li> <li>○盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。</li> <li>○掲示板、FAX、Eメール、携帯電話メール等を活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。</li> <li>○重複聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じた支援が必要。</li> </ul>
言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談を用いたり、こちらの用件をゆっくり明確に伝え、相手の話す言葉をじっくり聞くなど様々な方法による状況把握が必要。</li> </ul>

知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的に、短い言葉で、わかりやすく、繰り返し情報を伝える。</li> <li>○絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。</li> <li>○精神的に不安定にならないよう、ゆっくりと優しい言葉に心掛けて配慮する。</li> </ul>
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々人の障害状況に応じて、具体的にわかりやすく、短い言葉で、繰り返し、情報を伝える。</li> <li>○精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。</li> <li>○特に自閉症の人の場合には、理解できる方法（実物、写真、絵、図、文字など）で情報を伝えることも有効。</li> <li>○「もうすぐです」や「あとちょっと待ってください」などの抽象的な表現では、混乱することがあるため「～時には、弁当が届きます」「男性のお風呂は、～時から先着順です」など、実現できることを具体的に伝える。</li> </ul>
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。</li> <li>○精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。</li> </ul>
難病・特定疾患患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をともなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要。</li> </ul>
認知症高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的に、ゆっくりと短い言葉で、理解しやすい方法で情報を伝える。</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的に、ゆっくりと短い言葉で、理解しやすい方法で情報を伝える。</li> <li>○携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語及びわかりやすい日本語による情報提供や絵やピクトグラムが有効。</li> <li>○出身国により言語、風習に対応できるよう、地域の実情に応じた配慮が必要。</li> </ul>

## 2 情報機器等の活用

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる人もいます。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保すること。さらに、要配慮者の特性を踏まえつつ、要配慮者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めます。

《要配慮者の特性を踏まえた情報機器等の活用例》

- 聴覚障害者：FAX、Eメール、携帯電話メール、テレビ（データ放送）、聴覚障害者用情報受信装置
- 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、ラジオ、テレビ（音声）
- 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- その他：メーリングリスト等による送信、字幕放送・解説放送（副音声や2か国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）、手話放送、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネットを通じた情報提供

### 3 情報伝達経路の確立

電話などの通信手段の途絶を想定し、要配慮者が情報から取り残されることのないよう、災害時の情報を、地域の中で誰が誰にどのように伝えるかを平素より決めておくなど情報伝達経路を確立することが必要となります。

避難行動要支援者に対する情報伝達は、個別避難支援計画に定められた避難支援等関係者が行うことを基本としますが、避難支援等関係者自身の被災も考慮し、補完的な情報伝達の連絡体制を自主防災組織等の地域の組織・団体において構築するよう努め、定期的実施する防災訓練の中で、その経路を用いた情報伝達訓練を実施することが重要です。

## V 安否確認及び避難誘導體制の整備

### 1 安否確認

防災部局と福祉部局との連携のもと、避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿に登録されている人を対象とした安否確認情報の収集体制を整備します。

安否確認は、避難支援等関係者が行うことを基本としますが、避難支援等関係者本人及び家族等の被災も考慮し、補完的な安否確認体制を自主防災組織等、地域の組織・団体においても構築するよう努めます。

さらに、関係団体による安否確認も併せて行うことにより、確認漏れを防ぐことができるため、日頃から関係団体との連携を図ることに努めます。

また、要配慮者やその家族等への防災知識の啓発を図ります。

### 2 避難誘導

災害発生直後に要配慮者の避難誘導を迅速・的確に行うため、要配慮者の障害等の特性ごとの避難誘導時の配慮事項について、ひろく周知を図らなければなりません。

種 別	要配慮者の特性ごとの避難誘導時の配慮事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"><li>○安否確認及び避難所への避難誘導（歩行支援）を誰が行うのか、あらかじめ取り決めておく。</li><li>○白杖等を確保する。</li><li>○白杖を持たない方の手で支援者の肘の上をつかんでもらい、歩行速度に気を付けながらゆっくり歩く。この時、白杖や腕をつかんだり、後ろから押したりしない。</li><li>○段のあるところでは、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。</li><li>○盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。</li><li>○日常の生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。</li></ul>
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"><li>○手話や文字情報、身振り等によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する（筆記用具等を用意しておく）。</li><li>○重複聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じた配慮が必要。</li></ul>
言語障害者	<ul style="list-style-type: none"><li>○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談を用いたり、こちらの用件をゆっくり明確に伝え、相手の話す言葉をじっくり聞くなど様々な方法による状況把握が必要。</li></ul>

<p>肢体不自由者</p>	<p>○自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。</p> <p>○車椅子を使用する場合、段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車椅子の前輪をあげ、段差に乗せてから押し進める。上るときは車椅子を前向きに、下るときは車椅子を後ろ向きにするのが安全である。緩やかな坂は車椅子を前向きにして下りるが、急な坂は車椅子を後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。階段を避難するときは、2人から3人で車椅子を持ち上げてゆっくり移動する。</p>
<p>内部障害者</p>	<p>○常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。</p> <p>○必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。</p>
<p>知的障害者</p>	<p>○一人でいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。</p> <p>○努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。</p> <p>○災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。</p> <p>○また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切。</p> <p>○災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。</p> <p>○発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。</p>
<p>発達障害者</p>	<p>○環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しい場合があるため、動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切。</p> <p>○災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。</p> <p>○新しい場へ移動することに抵抗を示す場合があるので、避難の必要性が正しく伝わるように、視覚情報も活用しながら、危険性の度合いを伝え、避難所へ誘導する。</p>
<p>精神障害者</p>	<p>○努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、気持ちが落ち着くよう支援することが大切。</p> <p>○災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。</p> <p>○災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。</p> <p>○強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機</p>

	関又は保健所へ相談し指示を受ける。
難病・特定疾患患者	○肢体不自由者や、内部障害者と同様に、車椅子やストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 ○常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯することが望ましい。
認知症高齢者等	○努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ○災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 ○激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
高齢者	○動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切。
妊産婦	○避難誘導を支援してくれる人の確保が必要。 ○妊娠後期等で自力での避難が困難な場合には、車椅子等の移動用具等や介添えにより移動支援を行う。
乳幼児	○避難時の混雑等に巻き込まれないよう、おんぶ・だっこ、手をつないで歩くなどして、避難誘導を行う必要がある。 ○保護者とともに避難する。
外国人	○多言語及びわかりやすい日本語による音声・文字情報での伝達が望ましいが、困難である場合、災害発生に関する情報、避難の必要性、避難経路・避難場所等の情報について、絵やピクトグラム等を用いた伝達を行う。 ○外国語の理解できる支援者の確保が必要。

### 3 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則となります。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図ります。



## VI 避難所に関する事前対応

### 1 避難所に関する事前対応

避難所となる施設については、ユニバーサルデザインの考えのもと、改良を進めます。避難所における生活が長期化する場合に備えて、要配慮者に対してきめ細かな配慮を行うことができるよう、多様な情報機器や日常的な介護・支援等ができる設備等の整備に努めます。

<要配慮者に配慮した避難所設備、備品、情報機器等>

- 車椅子
- 利用しやすいトイレ
- 段ボールベッド、間仕切り
- 筆談用の紙と筆記用具
- 伝達事項貼出し用掲示板
- 文字放送付きテレビ、FAX、パソコン等の情報機器
- 多言語による案内サイン

### 2 福祉避難所の確保

福祉避難所は、高齢者、障害者等で避難所での生活において特別な配慮を必要とする人に留意した避難所です。市は、通常の避難所では対応が困難な事態を想定し、民間社会福祉施設等の協力を得て、福祉避難所の確保に努めます。

## Ⅶ 災害発生時の対応

### 1 情報伝達

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、市は情報の伝達漏れが極力無いように、要配慮者の特性を踏まえつつ、以下のように複数の手段を用いて情報伝達を行います。

情報伝達手段	概要
ほっと情報メール	気象情報や避難に関する情報、震度情報等を携帯電話等へメール配信します。事前の登録が必要です。
緊急速報メール	緊急地震速報や避難に関する情報を携帯電話へ一斉配信します。
市ホームページ	避難に関する情報や雨量情報、水位情報などを確認することができます。
同報系防災行政無線	市内20箇所に設置してある屋外拡声子局及び自主防災組織等に配備している戸別受信機から、避難に関する情報や緊急地震速報などを放送します。
広報車	公用車のマイクスピーカーによる放送をしながら巡回します。

### 2 安否確認・避難誘導

避難支援等関係者は、個別避難支援計画等に基づき、避難行動要支援者の特性を踏まえ、災害発生直後の安否確認及び避難所までの避難誘導を行います。

また、個別避難支援計画が策定された避難行動要支援者に対してだけでなく、個別避難支援計画が策定されていない（名簿情報の提供に同意した人以外の者）避難行動要支援者や、被災による負傷等が原因で自ら避難することが困難となった人に対しても、可能な限り安否確認・避難誘導を行います。

なお、避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則となります。避難支援等関係者による避難支援活動は、あくまで善意に基

づいた地域の助け合い活動であるため、災害の状況により、助けたくても助けられなかった場合や、事故等が発生した場合に責任を負うものではありません。

### 3 避難所関係者への引継ぎ

避難所においては「岩倉市避難所運営マニュアル」に基づき、行政担当者、施設管理者、自主防災組織及び避難者による避難所運営が行われますが、要配慮者については個別の対応が必要となります。避難支援等関係者は避難行動要支援者及び名簿情報を行政担当者等に引継ぎ、避難所における要配慮者への支援が確実に行われるようにします。

### 4 避難生活における配慮

#### (1) 要配慮者の障害等の特性ごとの避難生活における配慮事項

避難生活では、要配慮者の障害等の特性ごとに次の点について配慮するように努めます。

種 別	要配慮者の特性ごとの避難生活における配慮事項
視覚障害者	○避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 ○仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。 ○できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにする。 ○構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ○白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。
聴覚障害者	○広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による伝達事項は、文字に書いて知らせる。

	<p>○派遣された手話通訳者、要約筆記者等をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。</p> <p>○重複聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。</p> <p>○補聴器や補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。</p>
言語障害者	<p>○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談を用いたり、こちらの用件をゆっくり明確に伝え、相手の話す言葉をじっくり聞くなど様々な方法による状況把握が必要。</p>
肢体不自由者	<p>○車椅子が通れる通路、配置できるスペースを確保する。</p> <p>○できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。</p> <p>○車椅子用のトイレを確保する。</p> <p>○車椅子等の日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。</p>
内部障害者	<p>○医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。</p> <p>○医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。</p> <p>○食事制限の必要な人の確認が必要。</p> <p>○医薬品やケア用品の確保が必要。</p> <p>○ストマ着用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置場等が必要。</p> <p>○各種装具・器具用の電源確保が必要。</p>
知的障害者	<p>○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</p> <p>○周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要。</p>
発達障害者	<p>○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</p> <p>○個別の空間が確保できるよう、可能な限り狭い空間（個室）や間仕切りを確保する。</p>

	<p>○痛みを感じないなどの感覚の偏りがある場合もあるので、けがをしていないかなどに配慮を要する。</p>
精神障害者	<p>○病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめず孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援も必要。</p> <p>○服薬を継続するため、本人及び支援者は薬の名前、量を調べておき、併せてお薬手帳などを利用する。</p> <p>○関係医療機関との連絡・支援体制の確保が必要。</p>
難病・特定疾患患者	<p>○医療機関の協力による巡回診療の実施や、人工呼吸器や人工透析をはじめ生命に関わる医療援助を必要とする患者については医療機関への早期移送が必要。</p> <p>○服薬を継続するための医薬品の確保。</p>
認知症高齢者等	<p>○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</p> <p>○徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらえるよう頼んでおく。</p>
高齢者	<p>○本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。</p> <p>○移動が困難な人に対しては車椅子などを貸与する。</p> <p>○トイレに近い場所を確保し、居室の適切な温度調整に努める。</p> <p>○援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めるように努める。</p> <p>○高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮する。</p>
妊産婦	<p>○保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要。</p> <p>○十分な栄養（栄養食品等）がとれるように努める。</p> <p>○居室、被服による温度調整（身体を冷やさないように）ができるように努める。</p> <p>○防音や衛生面での思いやりや心配りが必要。</p>
乳幼児	<p>○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。</p> <p>○ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。</p> <p>○授乳場所を速やかに確保することが必要。</p> <p>○育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。</p>

外国人	<p>○災害多言語支援センターとの連携により、多言語により災害情報を伝達する。</p> <p>○日本語により情報を伝達する場合は、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったり、絵・ピクトグラムなども使用する。</p> <p>○宗教・文化の違いを意識する。（食事、拝礼の習慣等）</p> <p>○母国との連絡手段の調整に努める。</p> <p>○通訳、翻訳者の配置をするように努める。</p>
-----	---

(2) 要配慮者に応じた救援物資の配布

要配慮者それぞれに必要な食料・生活物資の確保に努めます。また、身体障害者用トイレやマット等の資機材の整備を行います。

(3) 要配慮者の行動等を支援する人材の確保

要配慮者に対して、介護等の必要性等に応じて生活行動等を支援する相談支援員、ヘルパー、住民の災害ボランティアなどの確保に努めます。

(4) 福祉避難所への移送

(1)～(3)の配慮を講じたうえでなお、避難所生活に大きな支障をきたす場合には、避難所運営担当者と連携し、福祉避難所への移送を検討します。また、現に支障をきたしていなくても、避難生活の長期化が予想され、状態の悪化が懸念される場合においても同様に検討します。

(5) 心身両面の健康管理

被災者は、慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労に加えてストレスの蓄積による体調の変化や、災害発生時の恐怖による心的外傷後ストレス障害（PTSD）となる可能性があります。とりわけ要配慮者はPTSDの影響が大きく、適切なところのケアが必要です。また、避難所生活は、避難者や支援関係者など、多くの人たちが出入りすることから、要配慮者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策など予防対策が大切になります。保健師等による巡回健康相談を行ったり、病院・医師会等の協力のもと、相談体制などの保健活動を整備するよう努めます。

## 個人情報提供同意届出書

ふりがな				
氏名				
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	性別	男 ・ 女	
住所	岩倉市			
電話番号			家族構成	
避難支援等を 必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている		要介護認定区分 _____	
	<input type="checkbox"/> 手帳所持者 障害名:( _____ )		等級 _____	
	<input type="checkbox"/> 高齢者 ( 独居 ・ 高齢者のみ )			
	<input type="checkbox"/> その他			
	【特記事項】			
緊急時の連絡先	氏名		登録者との関係	
	住所		電話番号	

岩倉市長 様				
<p>私は、災害発生時はもとより、日ごろから地域での支援が得られるよう、 上記記入欄の情報を自主防災組織や民生委員の方々に提供することに、</p>				
<p>※どちらか一方にチェックを入れ、署名をしてください。</p>				
<input type="checkbox"/> 同意します。				
<input type="checkbox"/> 趣旨を理解した上で、同意しません。				
同意しない理由 ( _____ )				
平成 年 月 日	氏名 _____			

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。





# 個人情報提供同意届出書（記入例）

ふりがな	い わ く ら た ろ う		
氏名	岩 倉 太 郎		
生年月日	明・大 <b>昭</b> ・平	性別	<b>男</b> ・女
	<b>40</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日		
住所	岩倉市		
	<b>栄町一丁目66番地</b>		
電話番号	<b>0587-66-1111</b>	家族構成	<b>妻と長男</b>
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている		要介護認定区分 _____
	<input type="checkbox"/> 手帳所持者 障害名:( <b>視覚障害</b> )		等級 <b>2</b>
	<input type="checkbox"/> その他		該当する箇所にシ点をし、記述してください。
	【特記事項】		
<b>耳の聞こえが悪いので大きい声で話してほしい</b>			
緊急時の連絡先	氏名	<b>岩倉花子</b>	登録者との関係 <b>長女</b>
	住所	<b>名古屋市北区××町123</b>	電話番号 <b>080-9999-××××</b>

岩倉市長 様	自宅の電話番号以外の番号を記入してください。
<p>私は、災害発生時はもとより、日ごろから地域での支援が得られるよう、上記記入欄の情報を自主防災組織や民生委員の方々に提供することに、</p> <p>※どちらか一方にチェックを入れ、署名をしてください。</p>	
<input checked="" type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 趣旨を理解した上で、同意しません。 同意しない理由 {	シ点、日付、署名を必ず記入してください。
平成 <b>27</b> 年×月×日	氏名 <b>岩 倉 太 郎</b>

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続となります。





岩倉市  
災害時要配慮者支援体制マニュアル

平成 28 年 3 月

発行 岩倉市

編集 健康福祉部福祉課 障がい福祉グループ

総務部危機管理課 危機管理グループ

岩倉市栄町一丁目 66 番地

TEL : 0587-38-5809 (障がい福祉 G)

0587-38-5831 (危機管理 G)

FAX : 0587-66-6100